

保証レベルの必要性

2022年9月16日

宮内・水町IT法律事務所

弁護士 宮内 宏

電子文書と訴訟

■ 契約と契約書

- 民法522条により、契約の方式は原則自由であり、書面や電子文書がなくても(口頭でも)成立する(法令に特別の定めがあるときは別)。
- 一般に、契約書・電子契約書その他の文書は、紛争時に証拠とするために作成される。
- 真正な成立(後述)を証明すれば、証拠力(証拠としての効力)を持つ。

(契約の成立と方式)

第五百二十二条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

民事訴訟における書証

- 民事訴訟で文書に証拠力を持たせるためには、「真正な成立」を証明する必要がある。(民事訴訟法228条1項)
- 真正な成立には、推定規定がある
 - 紙文書：民事訴訟法228条2項及び4項
 - 電子文書：電子署名法3条

(文書の成立)

- 第二百二十八条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。
- 2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。
 - 3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。
 - 4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。
 - 5 第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

真正な成立の証明

■ 書証が証拠としての効力(証拠力)を持つためには、真正な成立を証明する必要がある(民事訴訟法228条1項)

- 真正な成立とは、その文書の作成者とされる人(作成名義人)の意思に基づいて作成されたことをいう。
- 真正な成立が証明されると「形式的証拠力」を持つという^(*)。
 - ※ 要証事実を証明に役立つ効果(文書の記載内容が証明に寄与する効力)は「実質的証拠力」という。
 - ※ 証拠として裁判所に提出しうる能力を「証拠能力」という。

■ 真正な成立については、推定規定がある。

- 書面(紙)については、本人又は代理人による署名又は押印により真正な成立推定される(民事訴訟法228条4項)
- 電子文書については、本人による電子署名により真正な成立が推定される(電子署名法3条)

(*) 厳密に言えば、真正な成立が証明され、かつ、内容についての本人の意思の表明であることをいう。たとえば、習字や写経は除外される。

電子署名法3条とその要件

電子署名法3条

電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について**本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）**が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

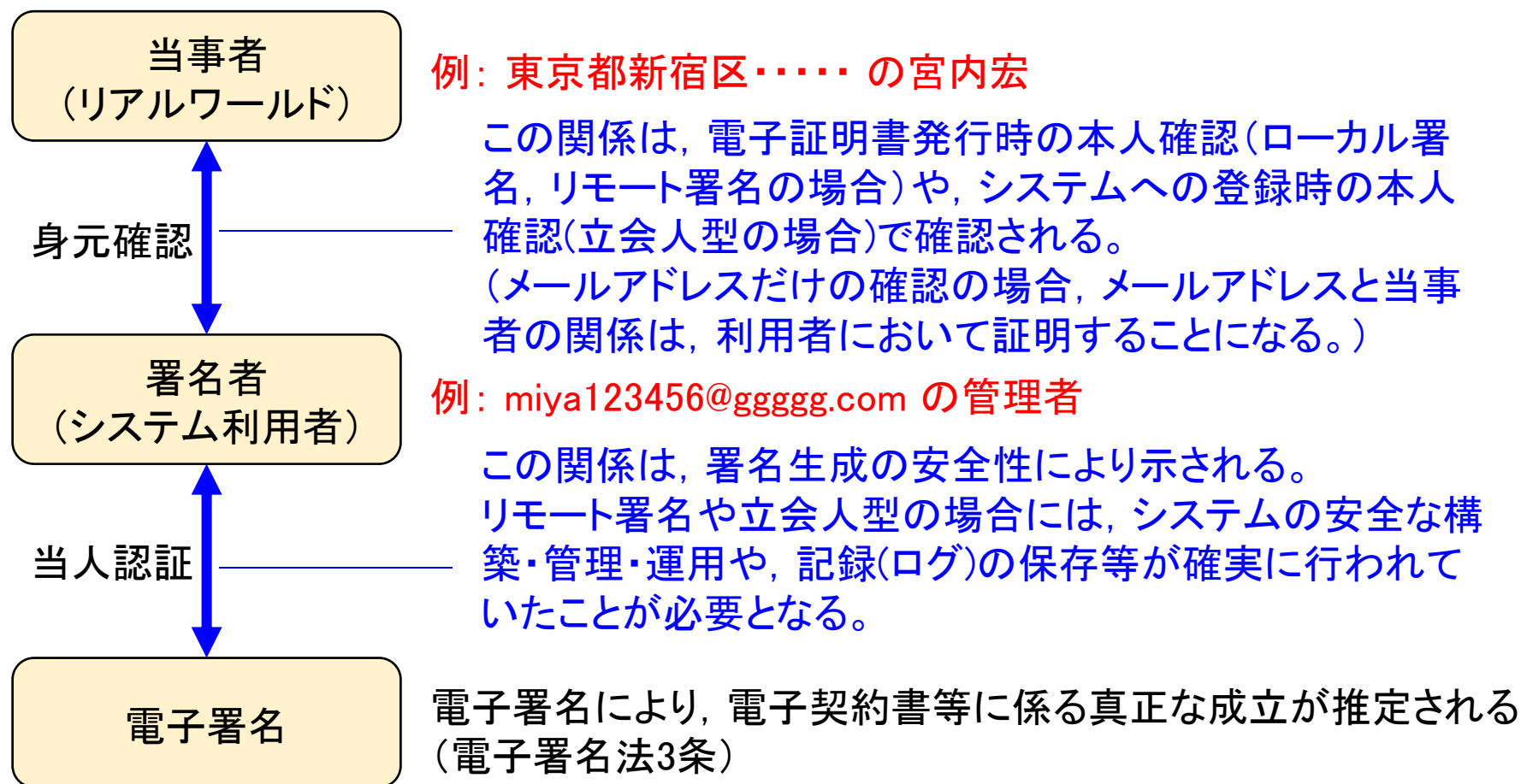
■ 真正な成立（本人の意思での作成）について

- 電子署名法3条による真正な成立の推定を得るためには「**本人による電子署名（これを行うために・・・に限る。）**」であることを証明する必要がある。
- すなわち、以下の3つの要件を満たす必要がある。
 - ① 電子署名法2条1項にいう電子署名があること（本人の意思のみに基づくことが必要。詳細は、2020年7月17日の政府見解参照(*)）
 - ② その電子署名が「本人による」ものであること（本人性の要件）
 - ③ かっこ書の要件を満たすこと（固有性の要件）
- これらの要件の証明には、署名時に作成されるデータや、サービス提供者（事業者）からのデータが必要

(*)「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000697715.pdf

本人性について

■メールアドレスの確認だけの場合、「本人」にたどりつけるか。その証明は容易か？



保証レベルの必要性

- 推定効確保のため、事業者(サービス提供者)何をどこまで保証してくれるのかを確認したい。
- サービス規約や(認証局の)CP/CPS等を綿密に確認すれば、どこまでを事業者が保証してくれるのかはわかるはずだが、専門的な知識と手間が必要。
- 保証レベルを明示することにより、詳細な分析なく、選択・利用ができ、訴訟対策も可能。

電子署名法3条の要件と保証レベル

- 要件②③の証明のため、必要なデータをどのように保証するかを示す。
- 訴訟における証明の容易さをあらかじめ把握することにより、妥当なサービスの選択を可能にする。

